



太陽光パネル設置費用の一部を助成します

環境への負荷の少ない新エネルギーの普及促進に寄与することを目的に、市内の新築または既存住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付する事業です。

設置住宅

市内の新築または既存住宅の屋根などへ設置するもの。

※店舗および事務所などとの併用住宅を含む。建築基準法などの法令に違反していないもの。

対象

次のすべてに該当する方

- ①本市に住所を有する方、または有する予定の方
- ②自らが居住する、または居住しようとする市内の住宅に、新たに同発電システムを設置する方
- ③電力会社と電力需給契約を締結する方
- ④本人・同居の家族が市税などの滞納がない方
- ⑤これまでに補助金の交付を受けたことがない方

補助金額

1キロワットあたり7万円

※上限4キロワット、1補助対象者につき最大28万円

受付期間

8月3日(月)～24日(月)

※5件募集(多数の場合、8月27日(木)に抽選を予定)

補助対象経費

次の項目に該当する費用

- | | |
|------------|-------------------------|
| ①太陽電池モジュール | ⑧配線・配線器具の購入および据付けに要する費用 |
| ②架台 | ⑨設置工事に係る費用 |
| ③インバータ | ⑩余剰電力販売用電力量計 |
| ④保護装置 | ⑪発電電力を測定できる機能を有した機器 |
| ⑤接続箱 | |
| ⑥直流側開閉器 | |
| ⑦交流側開閉器 | |

手順のながれ

- ①交付申請 受付期間内に提出してください。
- ②交付決定 内容を審査し、予算の範囲内で交付決定します。なお、申請額が予算範囲を超えた場合は、申請者と事業者がともに市内である場合を優先します。
- ③工事の着手・建売住宅の引渡し 交付決定後、設置工事の着手および建売住宅については引き渡しを行ってください。
- ④完了報告 事業完了後、すみやかに報告してください。
- ⑤確定通知 内容を審査し、確定額を通知します。
- ⑥請求書提出 確定通知を受けた後、すみやかに請求書を提出してください。
- ⑦補助金交付 請求後の30日以内に交付します。
- ⑧定期報告 モニターとして、発電状況などを報告していただきます。

- ・補助対象設備を設置した翌月から2年間
- ・発電量などに係るデータを半年ごとに提出

前期分(4月～9月) → 10月末まで
後期分(10月～3月) → 翌年4月末まで

※①と④の手続きについては、手続き代行者に依頼できます。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

トップページ>暮らしの情報>住まい・環境・交通>建築・住宅>太陽光発電システム設置補助金のご案内

申し込み・問い合わせ 企画課企画調整係(名寄庁舎3階) ☎01654③2111(内線3309)

恒久平和を祈って

市では、平成19年3月15日に恒久平和と幸せな市民生活を守るため、非核平和都市宣言を行いました。過去に多くの人が犠牲となった戦争を二度と繰り返さないことを強く誓い、後世に伝えていくとともに、恒久平和を目指しています。

この宣言の趣旨にのっとり、平和の推進や戦争死没者のめい福を祈って7月10日に名寄市戦没者追悼式が開催され、この式典の黙とうにあわせてサイレンが吹鳴されました。

なお、同日に行われた平和音楽大行進もこの宣言の趣旨に基づく事業として毎年行われています。

黙とうを捧げましょう

戦争死没者と原爆死没者のめい福と恒久平和実現のため、次の日時に家庭や職場などで黙とうを捧げられますようお願いいたします。

- 8月6日(木) 8:15 広島原爆投下時刻
- 8月9日(日) 11:02 長崎原爆投下時刻
- 8月15日(土) 12:00 全国戦没者追悼式

※8月15日には、式典の黙とうにあわせて1分間のサイレンを吹鳴します。

問い合わせ 総務課(名寄庁舎3階) ☎01654③2111(内線3320)